

いなべ市監査委員告示 第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定期監査（公立保育園）を実施したので、同条第9項の規定に基づき、その結果報告を次のように公表する。

令和2年2月27日

いなべ市監査委員 二 宮 敏 夫
いなべ市監査委員 伊 藤 智 子

平成 3 1 年 度
定期 監 査 結 果 報 告 書
(公立保育園)

いなべ市監査委員

い監査第 177 号
令和2年2月26日

いなべ市長 日沖 靖 様

いなべ市監査委員 二宮 敏夫
いなべ市監査委員 伊藤 智子

平成31年度 定期監査（公立保育園）の結果報告について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、公立保育園の定監査を実施した
ので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査実施年月日及び監査対象

実施年月日	対象保育園	担当部局
令和2年2月7日	ふじわら保育園 ほくせい保育園 治田保育園 員弁東保育園 笠間保育園	健康こども部 保育課

第2 監査の概要

1 監査の種別

地方自治法第199条第5項の規定に基づく定期監査

2 監査の主眼

予算の執行が的確に行われ事務の執行や施設の管理が適正かつ効率的に行

われているかを主眼として、監査を実施した。

第3 監査の方法

各保育園長から提出された資料及び提示のあった関係諸帳簿等の監査及び園舎の視察を実施した。

第4 監査の結果

上記第3のとおり監査を実施した結果、保育園5園に係る事務の執行等については、おおむね適正であり、関係諸帳簿等の管理もなされていた。また、各保育園とも休暇取得にむけ改善に取り組んでいる。監査の過程において気付いた事務処理上の軽易な事項については、その都度口頭により善処方を指示した。

1 保育園の状況（子ども・子育て支援法に基づく）

（単位：人）

保育園名	定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
ふじわら保育園	140	0	18	22	31	39	38	148
ほくせい保育園	150	0	14	22	42	46	43	167
治田保育園	90	1	8	5	16	16	18	64
員弁東保育園	150	0	9	12	36	36	42	135
笠間保育園	150	0	10	20	30	27	28	112
合計	680	1	59	81	155	164	166	626

園児数は、平成31年4月1日現在

各保育園では、乳幼児保育、長時間保育、障がい児保育など個々に対応した保育の充実に努めている。また、核家族化の進行により育児に不安を持つ親への対応や行政との連絡調整に努めている。

2 指摘事項

特になし

3 所見

ほくせい保育園では、国の規則では定員は増やしても良いとなっているが、増員の中で障がい者や外国人といった要素が加わると全員一部屋で保育が難しく廊下での保育や遊戯室の一角での保育がなされており緊迫した状態が見受けられた。多くの課題を抱える保育環境であるが、担当部局には、更に保育園と連携をとりつつ、安全で良質な保育の取り組みを望むものである。

各保育園の施設の不具合は担当部局が善処しているが、今後も遊具の安全、緊急時の対応策等については注意深く見守り、引き続き安全対策の充実に努めたい。

以上